

令和2年4月10日

「投資信託等の運用に関する規則」等の  
一部改正等に関する意見募集について

I 改正等の目的

証券監督者国際機構（IOSCO）から提言された公募集団投資スキームを運用している主体に対する流動性リスク管理態勢の強化を踏まえ、投資信託協会としても金融庁と連携し、当該提言の趣旨を踏まえた協会の自主規制規則の整備を行い、以て協会の正会員である投資信託委託会社の業務運営がより適切なものとなるよう、必要な対応を図る。

II 募集期間

令和2年4月10日（金）より令和2年5月8日（金）（午後5時）まで

III 主な改正等の内容

1. 投資信託等の運用に関する規則

(1) 投資信託委託会社等において整備する必要がある流動性リスク管理態勢の要件等について新たに規定する。

（第2条の4を新設）

(2) その他、所要の整備を行う。

2. 投資信託等の運用に関する規則に関する細則

投資信託等の運用に関する規則に定められた流動性リスク管理態勢の要件の一つである取締役会等が行う監督の具体的な要件について新たに規定する。

（第1条の2を新設、旧第1条の2以降を条ずれ）

3. 交付目論見書の作成に関する規則

(1) 交付目論見書の本文の記載事項の一つである投資リスクの「その他留意事項」に流動性リスクに関する事項を追加する。

（第3条第1項第2号）

(2) 流動性の低い資産に投資する投資信託に記載する注意喚起文言について新たに規定する。

（第4条の2、第4条の3を新設）

IV 施行の時期及び猶予期間

令和4年1月1日から実施する。

(1) 投資信託等の運用に関する規則第2条の4第1号については、委託会社等にお

いてシステムの構築等における自社の状況等を踏まえた合理的な実施計画を策定し、当該実施計画に定めた完了期日までに実施することとする。

- (2) 交付目論見書の作成に関する規則第3条については、投資信託等の運用に関する規則第2条の4第1項第1号を実施するための社内体制が整った段階から実施することとする。
- (3) 各委託会社等の判断により、実施日前に改正後の規定を適用することを妨げない。

#### V 今後の予定等

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、令和2年6月開催予定の自主規制委員会及び理事会において規則等の一部改正等を行うことを目標とする。

以 上